

VaR 方式に関する細目の取扱い

2026 年 7 月適用

株式会社日本証券クリアリング機構

| 項 目 | 内 容 | 備 考 |
|---------------------------------|---|--|
| I 概要 | <ul style="list-style-type: none"> 本取扱いは、「先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い」及び「商品取引債務引受業に係る取引証拠金等に関する規則の取扱い」の規定に基づき、先物・オプション取引に係る取引証拠金所要額の算出方法（VaR 方式）に関する細目を定める。 | <ul style="list-style-type: none"> 以下、特段の記載がない限り、左記の両規則をまとめて「取引証拠金規則の取扱い」という。 |
| II ヒストリカル・シミュレーション方式（HS-VaR 方式） | | |
| 1. ヒストリカルシナリオ | | |
| （1）マーケットデータの変動日数 | <ul style="list-style-type: none"> ヒストリカルシナリオの作成におけるマーケットデータの変動日数は、2 日とする。 | <ul style="list-style-type: none"> 取引証拠金規則の取扱い別表 1（注 2）関係 マーケットデータとは、先物取引では、清算値段等、オプション取引では、原資産価格、インプライド・ボラティリティ及び金利をいう。 |
| （2）マーケットデータに係る変動の種類 | <ul style="list-style-type: none"> ヒストリカルシナリオ生成に用いるマーケットデータに係る変動の種類は、対数変動率とする。ただし、電力先物取引に係る帳入値段及び金利については、変動幅とする。 | |
| （3）ヒストリカルシナリオの調整方法 | <ul style="list-style-type: none"> ヒストリカルシナリオの調整方法は、次の (a) と (b) を一定の比率 $(1-w:w)$ により加重平均する方法とする。 <ul style="list-style-type: none"> (a) EWMA (Exponentially Weighted Moving Average) の手法（減衰因子 λ）により調整を行ったヒストリカルシナリオ (b) EWMA の手法による調整を行わないヒストリカルシナリオ | |

| 項 目 | 内 容 | 備 考 | | | | | | | | | |
|---|---|-----|-----------|---|------------------|-------|-----|--------|-------|-----|---|
| <p>2. ストレスシナリオ</p> <p>3. 想定損失相当額の算出方法に関する詳細</p> <p>(1) 想定損益99%カバー額の計算方法</p> <p>(2) リスク相殺の制限</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ ヒストリカルシナリオの調整に係るパラメータは、以下のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="521 292 1451 411"> <thead> <tr> <th>商品</th> <th>λ</th> <th>w</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指数先物等清算資格に含まれる商品</td> <td>0.940</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>その他の商品</td> <td>0.985</td> <td>0.0</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ ストレスシナリオは、極端ではあるが現実には起こり得る市場環境として、2008年以降のヒストリカルデータ及び仮想データに基づいて作成するものとする。 ・ シナリオに基づいて計算した変動額（損益額）が大きい順に並べて99%に相当する額（想定損益99%カバー額）は、ヒストリカルシナリオ（1250個）及びストレスシナリオ（2個）に基づく変動額の下位2.5%の平均値により計算する。 ・ 想定損益99%カバー額は、原則、清算資格の種類ごとに1つのポートフォリオとして計算するが、次の②の場合、リスク相殺の額に一定の制限（相殺制限）を設けるため、清算資格の階層（最上層のアグリゲーショングループ）の下にアグリゲーショングループを設定し、①の計算式に基づき、想定損益99%カバー額を計算する。 <p>① 相殺制限の計算式</p> $\text{Max}[X, Y - a(Y - X), bY]$ <p>X：上層のアグリゲーショングループ単位で計算した額 Y：アグリゲーショングループごとに計算した額の合計 a、b：相殺制限のパラメータ</p> | 商品 | λ | w | 指数先物等清算資格に含まれる商品 | 0.940 | 0.5 | その他の商品 | 0.985 | 0.0 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 取引証拠金規則の取扱い 別表1b 関係 ・ 取引証拠金規則の取扱い 別表1 本文 関係 ・ ヒストリカルシナリオの参照期間について、過去5年に相当する1250日が適当と認められない場合には、当社が別途定める期間とする。 ・ ストレスシナリオについては、ストレスシナリオに基づいて計算した変動額のうち下位2個を想定損益99%カバー額の計算に使用する。 ・ HS-VaR方式とAS-VaR方式の対象商品との間では、リスク相殺を行わない。 ・ アグリゲーショングループは、清算資格の階層の下に複数階層設定することができる。最下層のアグリゲーショングループから、順次、上層に向けて①の計算を実施し、Xを最上層のアグリゲーショングループ単位として計算して得られる額を当該清算資格に係るポートフォリオの想定損益99%カバー額とする。 |
| 商品 | λ | w | | | | | | | | | |
| 指数先物等清算資格に含まれる商品 | 0.940 | 0.5 | | | | | | | | | |
| その他の商品 | 0.985 | 0.0 | | | | | | | | | |

| 項 目 | 内 容 | 備 考 | | | | | | | | | |
|--|--|------|---|---|----------|-----|-----|-------------------------|-----|------|----------------------------------|
| III 代替的方式 (AS-VaR 方式) 1. 対象商品 2. 計算方法等 | <p>② 相殺制限の対象となるグループとパラメータ値</p> <table border="1" data-bbox="521 368 1431 491"> <thead> <tr> <th data-bbox="521 368 1068 411">組合せ</th> <th data-bbox="1068 368 1249 411">a</th> <th data-bbox="1249 368 1431 411">b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="521 411 1068 448">電力 / LNG</td> <td data-bbox="1068 411 1249 448">0.8</td> <td data-bbox="1249 411 1431 448">0.2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="521 448 1068 491">指数先物等 / 東証 REIT 指数 / 通貨</td> <td data-bbox="1068 448 1249 491">0.8</td> <td data-bbox="1249 448 1431 491">0.65</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 代替的方式の対象商品は、次のとおりとする。 ① 配当指数先物取引 ② 商品先物・オプション取引（電力先物取引と LNG 先物取引を除く。）</p> <p>・ 代替的方式の計算方法及びパラメータの設定方法等については、別紙「AS-VaR 方式の計算要領」により定めるものとする。</p> | 組合せ | a | b | 電力 / LNG | 0.8 | 0.2 | 指数先物等 / 東証 REIT 指数 / 通貨 | 0.8 | 0.65 | <p>・ 取引証拠金規則の取扱い 別表 1 ただし書関係</p> |
| 組合せ | a | b | | | | | | | | | |
| 電力 / LNG | 0.8 | 0.2 | | | | | | | | | |
| 指数先物等 / 東証 REIT 指数 / 通貨 | 0.8 | 0.65 | | | | | | | | | |

AS-VaR 方式の計算要領

| 項 目 | 内 容 | 備 考 |
|--|--|---|
| I 目的等 | <ul style="list-style-type: none"> 本要領は、先物・オプション取引の証拠金計算のうち、代替的方式（AS-VaR方式）の計算方法及び当該方式による計算に必要な変数等（以下「AS-VaR パラメータ」という。）について定める。 | |
| II 計算方法 1 シナリオ損益額の算出 2 想定損益 99%カバー額の算出 3 証拠金額の算出 | <ul style="list-style-type: none"> 各商品グループ（原資産を同一とする先物・オプション取引の銘柄で構成されるグループをいう。以下同じ。）について、IIIで定める各パラメータの変動幅と変動の方向を組み合わせた 30 通りのシナリオ（別紙 1）を作成し、シナリオごとの損益額を算出する。 各シナリオ損益額に銘柄間のスプレッドリスクを加味した額のうち最小のものを商品グループの想定損益 99%カバー額とする。 同一清算資格の区分内で商品グループの想定損益 99%カバー額を合算し、商品間のリスク相殺に係る割引額を控除することにより、当該清算資格の区分における証拠金額を算出する。 | <ul style="list-style-type: none"> 各シナリオにおけるパラメータの変動の想定及び変動の方向については定期的な見直しを行わないこととするが、当社が必要と認める場合には全部又は一部の変更を行うものとする。 当社が必要と認める場合、商品間のリスク相殺に制限を設けることができる。 |
| III 定期的に見直しを行う AS-VaR パラメータ 1 価格変動リスク | <ul style="list-style-type: none"> 当社は、原則として AS-VaR 方式の対象商品グループごとに以下の AS-VaR パラメータを定めることとし、毎週最終営業日に AS-VaR パラメータの見直しを行い、当日中に当社ウェブサイトに掲載する。変更が必要と認められる場合には、掲載日の翌営業日に各パラメータの全部又は一部を変更する。 ただし、市場の状況が急変した場合等で当社が特に必要と認めるときは、以下の AS-VaR パラメータの全部又は一部を変更するものとする。 価格変動リスクは、以下のとおり定めるものとする。 | <ul style="list-style-type: none"> 現在休止中の取引については、AS-VaR パラメータを定めない。 |

| 項 目 | 内 容 | 備 考 |
|-----|---|---|
| | <p>① ゴム RSS3 グループ、ゴム TSR20 グループ、上海天然ゴムグループ、バージガソリングループ、バージ灯油グループ、バージ軽油グループ、中京ローリーガソリングループ及び中京ローリー灯油グループ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次の a・b に掲げる各期間における当該商品グループ各限月取引に係る清算値段等の価格変動率のうち、すべての取引日・すべての限月取引（第1限月取引に係るものを除く。）の99%（階級値換算、以下同じ。）をカバーできる価格変動率の中で最小の数値に、基準日における当該商品グループ内のすべての清算値段等（第1限月取引に係るものを除く。）の最大値を乗じて得た額のうち、大きい方の額に以下で定める X 円を乗じて得た額とする。 <ul style="list-style-type: none"> a 基準日までの4週間 b 基準日までの54週間 <p>② 金グループ、銀グループ、白金グループ、パラジウムグループ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該商品グループについて、基準日までの5年間の各取引日における各限月取引に係る清算値段等の価格変動率（第1限月取引に係るものを除く。）のうち、97.5%以上をカバーできる価格変動率の平均値に、基準日における当該商品グループ内のすべての清算値段等（第1限月取引に係るものを除く。）の最大値を乗じて得た額に、以下で定める X 円を乗じて得た額とする。 <p>③ OSE ゴールドスポットグループ、OSE 白金スポットグループ、堂島金限日グループ、堂島銀限日グループ及び堂島白金限日グループ</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 価格変動率とは、当日の清算値段等と前日（休業日に当たるときは順次繰り上げる。以下同じ。）の清算値段等の差の絶対値を、前日の清算値段等で除した数値をいう。 ・ 上海天然ゴムグループについては、第1限月取引を含めたすべての限月取引の清算数値を計算に用いる。 ・ 価格変動率とは、当日の清算値段等と前日の清算値段等の差の絶対値を、前日の清算値段等で除した数値をいう。 ・ 「基準日までの5年間の各取引日における各限月取引に係る清算値段等の価格変動率」は、減衰因子0.985によるEWMA法（Exponentially Weighted Moving Average Methodをいう。以下同じ。）に基づき計算した当社が定めるボラティリティを用いて、足元の市場環境を反映した数値とする。 ・ 限日取引に係る清算値段及び終値の価格変動率とは、当日の終値と前日 |

| 項 目 | 内 容 | 備 考 |
|-----|---|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該商品グループについて、基準日までの5年間の各取引日における限日取引に係る清算値段及び終値の価格変動率のうち、97.5%以上をカバーできる価格変動率の平均値に、基準日における当該商品グループ限日取引に係る清算値段を乗じて得た額に以下で定めるX円を乗じて得た額とする。 <p>④ ポケットゴールド100グループ、ポケットプラチナ100グループ、堂島金限月グループ、堂島銀限月グループ及び堂島白金限月グループ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該商品グループについて、基準日までの5年間の各取引日における各限月取引に係る清算値段等の価格変動率のうち、97.5%以上をカバーできる価格変動率の平均値に、基準日における当該商品グループ内のすべての清算値段等の最大値を乗じて得た額に、以下で定めるX円を乗じて得た額とする。 <p>⑤ ブラッドパイ原油グループ及びCME原油等指数グループ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該商品グループについて、基準日までの5年間の各取引日における各限月取引に係る清算値段等の価格変動率（第1限月取引に係るものを除く。）及びストレス日における各限月取引に係る清算値段等の価格変動率（第1限月取引に係るものを除く。）のうち、97.5%以上をカバーでき | <p>の清算値段の差の絶対値を、前日の清算値段で除した数値をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「基準日までの5年間の各取引日における限日取引に係る清算値段及び終値の価格変動率」は、減衰因子0.985によるEWMA法に基づき計算した当社が定めるボラティリティを用いて、足元の市場環境を反映した数値とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 価格変動率とは、当日の清算値段等と前日の清算値段等の差の絶対値を、前日の清算値段等で除した数値をいう。 ・ 「基準日までの5年間の各取引日における各限月取引に係る清算値段等の価格変動率」は、減衰因子0.985によるEWMA法（Exponentially Weighted Moving Average Methodをいう。以下同じ。）に基づき計算した当社が定めるボラティリティを用いて、足元の市場環境を反映した数値とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 価格変動率とは、当日の清算値段等と前日の清算値段等の差の絶対値を、前日の清算値段等で除した数値をいう。 ・ 「基準日までの5年間の各取引日に |

| 項 目 | 内 容 | 備 考 |
|-----|--|--|
| | <p>る価格変動率の平均値に、基準日における当該商品グループ内のすべての清算値段等（第1限月取引に係るものを除く。）の最大値を乗じて得た額に、以下で定めるX円を乗じて得た額とする。</p> <p>⑥ ①から⑤まで以外の商品グループ</p> <ul style="list-style-type: none"> 各々の商品グループについて、基準日における当該商品グループの各限月取引に係る清算値段等の最大値（第1限月取引に係るものを除く。）のY%に、以下で定めるX円を乗じて得た額とする。 <p>上記①から⑥に定める方法により算出した各商品グループの価格変動リスクが市場の状況等を勘案して適当でないと認められる場合は、当社がその都度定める。</p> | <p>における各限月取引に係る清算値段等の価格変動率」は、減衰因子0.985によるEWMA法（Exponentially Weighted Moving Average Methodをいう。以下同じ。）に基づき計算した当社が定めるボラティリティを用いて、足元の市場環境を反映した数値とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ストレス日とは、ブラッドパイ原油グループについては2001年以降の各取引日における第6限月取引の価格変動率のうち、最大値及び2番目に大きな値を記録した日をいい、CME原油等指数グループについては2008年以降の各取引日における第6限月取引（CME原油等指数グループ上場前においては原指数）の価格変動率のうち、最大値及び2番目に大きな値を記録した日をいう。 日経平均・配当指数グループについては、基準日における先物中心限月における清算数値のY%に、以下で定めるX円を乗じて得た額とする。 価格変動リスクの水準が原資産の変動に対して明らかに低い場合などを想定。 |

| 項 目 | 内 容 | 備 考 | | |
|-----|-------------------------------|-------------------|--------|---|
| | なお、上記の X 及び Y は以下の値で定めるものとする。 | | | |
| | 上場取引所 | 商品グループ | X | Y |
| | 大阪取引所 | 日経平均・配当指数グループ | 1,000 | 5 |
| | 大阪取引所 | 金グループ | 1,000 | |
| | 大阪取引所 | OSE ゴールドスポットグループ | 100 | |
| | 大阪取引所 | ポケットゴールド 100 グループ | 100 | |
| | 大阪取引所 | 銀グループ | 30,000 | |
| | 大阪取引所 | 白金グループ | 500 | |
| | 大阪取引所 | OSE プラチナスポットグループ | 100 | |
| | 大阪取引所 | ポケットプラチナ 100 グループ | 100 | |
| | 大阪取引所 | パラジウムグループ | 3,000 | |
| | 大阪取引所 | ゴム RSS3 グループ | 5,000 | |
| | 大阪取引所 | ゴム TSR20 グループ | 5,000 | |
| | 大阪取引所 | 上海天然ゴムグループ | 100 | |
| | 大阪取引所 | とうもろこしグループ | 50 | 4 |
| | 大阪取引所 | 一般大豆グループ | 25 | 7 |
| | 大阪取引所 | 小豆グループ | 80 | 4 |
| | 大阪取引所 | CME 原油等指数グループ | 10,000 | |
| | 東京商品取引所 | バージガソリングループ | 50 | |
| | 東京商品取引所 | バージ灯油グループ | 50 | |
| | 東京商品取引所 | プラッツドバイ原油グループ | 50 | |
| | 東京商品取引所 | バージ軽油グループ | 50 | |
| | 東京商品取引所 | 中京ローリーガソリングループ | 10 | |
| | 東京商品取引所 | 中京ローリー灯油グループ | 10 | |
| | 堂島取引所 | とうもろこし 50 グループ | 50 | 3 |
| | 堂島取引所 | 米国産大豆グループ | 10 | 5 |
| | 堂島取引所 | 小豆グループ | 40 | 4 |
| | 堂島取引所 | 堂島米穀指数グループ | 50 | 3 |
| | 堂島取引所 | 堂島金限日グループ | 10 | |
| | 堂島取引所 | 堂島金限月グループ | 500 | |

| 項 目 | 内 容 | | | | 備 考 |
|----------------|--|------------|--------|--|---|
| 2 ボラティリティ変動リスク | 堂島取引所 | 堂島銀限日グループ | 1,000 | | |
| | 堂島取引所 | 堂島銀限月グループ | 10,000 | | |
| | 堂島取引所 | 堂島白金限日グループ | 10 | | |
| | 堂島取引所 | 堂島白金限月グループ | 500 | | |
| | <p>・ ボラティリティ変動リスクは、次の a・b に掲げる各期間における金グループの日々の基準ボラティリティの前日変動幅（当日の基準ボラティリティと前日の基準ボラティリティの差の絶対値）のうち、当該期間のすべての取引日の99%の日をカバーできる基準ボラティリティの変動幅の中で最小の数値のうち大きい方の値とする。</p> <p>a 基準日までの4週間 b 基準日までの54週間</p> <p>ただし、当該数値が市場の状況等を勘案して適当でないと認められる場合は、当社がその都度定める。</p> <p>（注）ボラティリティ変動リスクの算出に用いる基準ボラティリティは、ヒストリカル・ボラティリティとする。ただし、ヒストリカル・ボラティリティを用いることが適当でないと当社が認めた場合は、当社がその都度定める値とする。</p> | | | | |
| 3 金利変動リスク | <p>・ 0%とする。</p> | | | | |
| 4 スプレッド変動リスク | <p>・ スプレッド変動リスクは、以下のとおり定めるものとする。</p> <p>① 日経平均・配当指数グループ</p> <p>・ 各取引日の当該商品グループに属する先物取引の限月取引間の価格差について、次の a、b 及び c に掲げる期間ごとに、すべての取引日の99%以上の日を下側からカバーできる価格差の中で最小の数値の絶対値又</p> | | | | <p>・ 先物取引の限月取引間の価格差とは、「直近限月取引の当日の清算数値と前々日の清算数値の差」と「第2限月取引の当日の清算数値と前々日の清算数値の差」の差をいう。</p> |

| 項 目 | 内 容 | 備 考 |
|-----|--|--|
| | <p>はすべての取引日の 99%以上の日を上側からカバーできる価格差の中で最大の数値の絶対値のうち大きい方の値に X 円を乗じて得た額を計算し、当該数値のうちの最大値とする。</p> <p>a 基準日までの 4 週間 b 基準日までの 54 週間 c 基準日までの 5 年間</p> <p>② ①以外の商品グループ</p> <ul style="list-style-type: none"> 基準日までの 1 年間の各取引日における当該商品グループに属する先物取引の限月取引間の価格差のうち、99%をカバーできる価格差の中で最小の数値に X 円を乗じて得た額とする。 <p>ただし、当該額が市場の状況等を勘案して適当でないと認められる場合又は新商品が上場される場合には、当社がその都度定める。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 先物取引の限月取引間の価格差とは、上海天然ゴムグループにおいては、「第 1 限月取引に係る当日の清算数値と前日の清算数値の差」と「その他の限月取引の当日の清算数値と前日の清算数値の差」の差の絶対値をいう。その他のグループにおいては、「第 6 限月取引に係る当日の清算値段等と前日の清算値段等の差」と「その他の限月取引（第 1 限月取引及び第 7 限月以降の限月取引を除く。）の当日の清算値段等と前日の清算値段等の差」の差の絶対値をいう。 |

| 項 目 | 内 容 | 備 考 |
|-----------------------|--|---|
| 5 商品間建玉調整係数 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社が商品グループ間のリスク相殺を認める商品について、リスク相殺の基準となる銘柄を定め、リスク相殺対象の各商品グループに係る建玉調整係数を、以下のとおり算出するものとする。 <p style="text-align: center;">建玉調整係数 = ベータ値 × 想定元本調整比率 × 取引乗数調整比率</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ベータ値とは、被換算対象商品グループと換算対象商品グループとの間の相関を基に当社が算出した値とする。 ② 想定元本調整比率とは、換算対象商品グループの基準銘柄に係る基準日の清算値段等を、被換算対象商品グループの基準銘柄に係る基準日の清算値段等で除した値とする。 ③ 取引乗数調整比率とは、別紙2の各換算対象商品グループの取引乗数を被換算対象商品グループの取引乗数で除した値とする。 <p>ただし、当該数値が市場の状況等を勘案して適当でないと認められる場合又は新商品が上場される場合には、当社がその都度定める。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ リスク相殺の対象となる商品グループについては、別紙2のとおりとする。 ・ バージ軽油グループの建玉調整係数は当分の間、ゼロとする。 ・ 「金グループ：銀グループ」の場合、「30,000/1,000=30」が取引乗数調整比率となる。 |
| IV AS-VaR パラメータの臨時見直し | <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、原則として、以下の各商品グループにおける数値が、各商品グループに係る価格変動リスク基準値（対象商品グループの価格変動リスクを当該商品グループのXで除した値。）の90%を超えた日（以下「判定日」という。）に、判定条件に該当した商品グループに係る AS-VaR パラメータについて、当日を基準日として AS-VaR パラメータの再計算を行い、変更が必要と認められた場合には、判定日の翌営業日にパラメータの全部又は一部を臨時に変更する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 日経平均・配当指数グループ 日経平均・配当指数グループに属する先物取引における中心限月の清算数値の前日比（当日の中心限月の清算数値と前日の中心限月の清算数値の差の絶対値） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 臨時見直しの実施に当たっては、清算参加者に対して事前の通知を行う。 ・ 変更後のパラメータに基づく証拠金の預託日は、判定日から起算して3営業日目の日となる。 ・ 週の最終営業日においては、臨時見直しの判定を実施しない。 |

| 項 目 | 内 容 | 備 考 |
|--|--|---|
| <p>1 臨時見直し後の価格変動リスク</p> <p>2 臨時見直し後のボラティリティ変動リスク</p> | <p>② 金グループ 金標準先物中心限月取引の清算値段の前日比（当日の金標準先物中心限月取引の清算値段について、当日と前日の差の絶対値）</p> <p>③ プラッツドバイ原油グループ プラッツドバイ原油先物中心限月の清算値段等の前日比（プラッツドバイ原油先物中心限月の清算値段等について、当日と前日の差の絶対値）</p> <p>・ 定期的に見直しを行う際と同様の方法を用いて算出する。</p> <p>ただし、上記のいずれの商品グループについても、臨時見直し前の数値と比較して見直し後の数値が小さい場合には、数値の変更を行わない。また、当該数値が市場の状況等を勘案して適当でないと思われる場合は、当社が適当と認める数値を価格変動リスクとする。</p> <p>・ 定期的に見直しを行う際と同様の方法を用いて算出する。</p> <p>ただし、臨時見直し前の数値と比較して見直し後の数値が小さい場合には、数値の変更を行わない。また、当該数値が市場の状況等を勘案して適当でないと思われる場合は、当社が適当と認める数値をボラティリティ変動リスクとする。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 金グループについて条件に該当した場合には、当該商品グループ、OSE ゴールドスポットグループ、ポケットゴールド 100 グループ、堂島金限日グループ及び堂島金限月グループに係る AS-VaR パラメータの見直しを併せて行う。 ・ プラッツドバイ原油グループについて条件に該当した場合には、当該商品グループ、バージ灯油グループ及びバージガソリングループに係る AS-VaR パラメータの見直しを併せて行う。 |

| 項 目 | 内 容 | 備 考 |
|---------------------|---|---|
| 3 臨時見直し後のスプレッド変動リスク | <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的に見直しを行う際と同様の方法を用いて算出する。 <p>ただし、上記のいずれの商品グループについても、臨時見直し前の額と比較して見直し後の割増額が小さい場合には、割増額の変更を行わない。また、当該割増額が市場の状況等を勘案して適当でないと認められる場合は、当社が適当と認める額をスプレッド変動リスクとする。</p> | |
| V その他 パラメータ変更の公表 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、パラメータの全部又は一部を変更する場合には、当該変更前にその内容を公表する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ パラメータの変更に関する公表は、当社ホームページへの掲載等により行う。 |

AS-VaR 方式におけるシナリオ一覧

| # | 価格変動 リスク | ボラティリティ 変動リスク | 金利変動 リスク |
|----|-------------|------------------|-------------|
| 1 | 2/2 上昇 | 上昇 | 上昇 |
| 2 | 2/2 上昇 | 上昇 | 下降 |
| 3 | 2/2 上昇 | 不変 | 上昇 |
| 4 | 2/2 上昇 | 不変 | 下降 |
| 5 | 2/2 上昇 | 下降 | 上昇 |
| 6 | 2/2 上昇 | 下降 | 下降 |
| 7 | 1/2 上昇 | 上昇 | 上昇 |
| 8 | 1/2 上昇 | 上昇 | 下降 |
| 9 | 1/2 上昇 | 不変 | 上昇 |
| 10 | 1/2 上昇 | 不変 | 下降 |
| 11 | 1/2 上昇 | 下降 | 上昇 |
| 12 | 1/2 上昇 | 下降 | 下降 |
| 13 | 不変 | 上昇 | 上昇 |
| 14 | 不変 | 上昇 | 下降 |
| 15 | 不変 | 不変 | 上昇 |

| # | 価格変動 リスク | ボラティリティ 変動リスク | 金利変動 リスク |
|----|-------------|------------------|-------------|
| 16 | 不変 | 不変 | 下降 |
| 17 | 不変 | 下降 | 上昇 |
| 18 | 不変 | 下降 | 下降 |
| 19 | 1/2 下降 | 上昇 | 上昇 |
| 20 | 1/2 下降 | 上昇 | 下降 |
| 21 | 1/2 下降 | 不変 | 上昇 |
| 22 | 1/2 下降 | 不変 | 下降 |
| 23 | 1/2 下降 | 下降 | 上昇 |
| 24 | 1/2 下降 | 下降 | 下降 |
| 25 | 2/2 下降 | 上昇 | 上昇 |
| 26 | 2/2 下降 | 上昇 | 下降 |
| 27 | 2/2 下降 | 不変 | 上昇 |
| 28 | 2/2 下降 | 不変 | 下降 |
| 29 | 2/2 下降 | 下降 | 上昇 |
| 30 | 2/2 下降 | 下降 | 下降 |

商品間リスク相殺に係る対象商品一覧

株式会社大阪取引所

| 貴金属グループ群 | | |
|----------|-----------|-------------------|
| # | 被換算商品グループ | 換算商品グループ |
| 1 | 金グループ | ゴールドスポットグループ |
| 2 | | ポケットゴールド 100 グループ |
| 3 | | 銀グループ |
| 4 | | 白金グループ |
| 5 | | プラチナスポットグループ |
| 6 | | ポケットプラチナ 100 グループ |
| 7 | | パラジウムグループ |

※基準銘柄は金標準先物取引の中心限月取引とする。

※金グループは金グループ群での相殺実施後の建玉残数を使用する。

※白金グループは白金グループ群での相殺実施後の建玉残数を使用する。

| 金グループ群 | | |
|--------|-----------|-------------------|
| # | 被換算商品グループ | 換算商品グループ |
| 1 | 金グループ | ゴールドスポットグループ |
| 2 | | ポケットゴールド 100 グループ |

※基準銘柄は金標準先物取引の中心限月取引とする。

| 白金グループ群 | | |
|---------|-----------|-------------------|
| # | 被換算商品グループ | 換算商品グループ |
| 1 | 白金グループ | プラチナスポットグループ |
| 2 | | ポケットプラチナ 100 グループ |

※基準銘柄は白金標準先物取引の中心限月取引とする。

| ゴムグループ群 | | |
|---------|--------------|---------------|
| # | 被換算商品グループ | 換算商品グループ |
| 1 | ゴム RSS3 グループ | ゴム TSR20 グループ |
| 2 | ゴム RSS3 グループ | 上海天然ゴムグループ |

※基準銘柄はゴム RSS3 先物取引の中心限月取引とする。

株式会社東京商品取引所

| エネルギーグループ群 | | |
|------------|---------------|----------------|
| # | 被換算商品グループ | 換算商品グループ |
| 1 | プラッツドバイ原油グループ | バージガソリングループ |
| 2 | | バージ灯油グループ |
| 3 | | バージ軽油グループ |
| 4 | | 中京ローリーガソリングループ |
| 5 | | 中京ローリー灯油グループ |

※基準銘柄はプラッツドバイ原油先物取引の中心限月取引とする。

株式会社堂島取引所

| 堂島貴金属グループ群 | | |
|------------|-----------|------------|
| # | 被換算商品グループ | 換算商品グループ |
| 1 | 堂島金限日グループ | 堂島金限月グループ |
| 2 | | 堂島銀限日グループ |
| 3 | | 堂島銀限月グループ |
| 4 | | 堂島白金限日グループ |
| 5 | | 堂島白金限月グループ |

※基準銘柄は堂島金 10 先物取引とする。

※堂島金限日グループは堂島金限日グループ群での相殺実施後の建玉残数を使用する。

※堂島銀限日グループは堂島銀限日グループ群での相殺実施後の建玉残数を使用する。

※堂島白金限日グループは堂島白金限日グループ群での相殺実施後の建玉残数を使用する。

| 堂島金限日グループ群 | | |
|------------|-----------|-----------|
| # | 被換算商品グループ | 換算商品グループ |
| 1 | 堂島金限日グループ | 堂島金限月グループ |

※基準銘柄は堂島金 10 先物取引とする。

| 堂島銀限日グループ群 | | |
|------------|-----------|-----------|
| # | 被換算商品グループ | 換算商品グループ |
| 1 | 堂島銀限日グループ | 堂島銀限月グループ |

※基準銘柄は堂島銀 1K 先物取引とする。

| 堂島白金限日グループ群 | | |
|-------------|------------|------------|
| # | 被換算商品グループ | 換算商品グループ |
| 1 | 堂島白金限日グループ | 堂島白金限月グループ |

※基準銘柄は堂島白金 10 先物取引とする。